【旅客】行政処分状況（令和8年5月分）

乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年5月7日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社ナップルタクシー　代表者　玉城　哲 （法人番号6360001006194） 沖縄県中頭郡西原町字幸地958番地の1
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県中頭郡西原町字幸地958番地の1
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止（180日車）及び文書警告
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和8年1月9日、長期間監査を実施していないことを端緒として監査実施。10件の違反が認められた。 (1)苦情処理の記録、保存義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第3条第2項） (2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務（運輸規則第21条第5項） (3)点呼記録の改ざん・不実記載（運輸規則第24条第5項） (4)業務記録の改ざん・不実記載（運輸規則第25条第3項、第4項） (5)運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項） (6)高齢運転者に対する特別な指導の実施義務違反(運輸規則第38条第2項) (7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項） (8)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条) (9)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項) (10)最低限度額より低い賃金の支払い(道路運送法第30条第2項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	（当該営業所）　18点 （事　業　者）　18点